

## 認定契約書

\_\_\_\_\_(法人名)\_\_\_\_\_(以下、「甲」という)と、公益財団法人 日本適合性認定協会(以下、「乙」という)は、甲が、認証機関又は温室効果ガス妥当性確認・検証機関(認定番号: )として、第三者認証又は妥当性確認・検証システムを一貫した信頼できる方法で確実に運営するために定められた認定基準を順守し、かつ、認定基準を満たしているとして乙が甲を認定する(以下、「認定」という)決定をしたことに基づき、認定及びその維持等の円滑な運用を図ることを目的として、甲乙合意の下に、次のとおり認定契約(以下、「本契約」という)を締結する。

### (適用)

第1条 本契約は、認定に係る事項の全てに適用する。本契約に適用する乙の基準、手順、指針、規定、規則、及び通知文書(以下、「乙の規則」という)は、制定、又は改定される度に乙の規則として乙から甲に書面(電子文書を含む。以下同様)で通知(乙のウェブサイトにおいて閲覧可能とされることも含む。以下同様)される。

なお、本契約に適用する乙の規則には、本契約締結後に制定、又は改定される最新版も含まれる。

### (誓約書の効力)

第2条 本契約の締結に伴い、本契約締結前に甲から提出された誓約書は将来に向かって効力を失う。ただし、初回認定申請から本契約締結までの間に生じた未履行の債権債務、履行責務は存続する。

### (認定された機関の権利と義務)

第3条 甲は、乙の規則に定める認定された機関としての権利を有し義務を負うとともに、認定された機関としての組織構成と業務運営を、乙の規則に適合させるほか、認定された機関としての義務を順守する。

- 2 甲は、認定された範囲内で、非認定のマネジメントシステム認証書を発行してはならない。
- 3 甲は、認定された範囲内で、非認定の要員証明書を発行してはならない。

### (認定審査)

第4条 甲は、乙の規則及び本契約に基づき、乙が必要と認めた場合に実施する全般的又は部分的審査(以下、「認定審査」という)を受け入れ、要請に応じて乙及び乙が指名する者に必要な便宜及び協力を提供する。必要な便宜及び協力には次が含まれる。

なお、乙の立会いに関し、甲に認証又は妥当性確認・検証目的で審査を受ける組織(以下、「依頼者」という)からの事前了解は、甲が取得する。

- i) 甲が認定を受けている適合性評価活動を実施する全ての施設への立入り
- ii) 認定審査に関係のある文書調査
- iii) 認定審査に関係のある記録の閲覧
- iv) 要員への接触と個人面接
- v) 甲による依頼者に対する審査への立会い
- vi) 認定審査に関係のある情報入手
- vii) 甲が実施する適合性評価活動への立会い
- 2 甲は、甲が依頼者の場所で実施する適合性評価活動を乙が審査するために、要請に応じて依頼者が乙及び乙が指名する者にアクセスを与えることを約する法的に拘束力のある取決めを依頼者と締結する。
- 3 乙は認定審査を実施するときには、十分な期間をもって甲に通知する。ただし、利害関係者からの甲に対する苦情、第9条及び第10条に定める変更、又は第11条第2項に係る甲の認定の表示、表明等の結果として臨時に行う認定審査において、乙が必要と認める場合には、この通知期間を短縮する場合がある。
- 4 第1項及び第2項に規定する乙が指名する者には、乙の国際的な認定機関との相互承認グループ又は二者間での相互承認維持の為に必要な関係者を含む。

## (機密保持)

- 第5条 甲及び乙は、相手方の機密情報(乙が知り得た甲の依頼者の機密情報を含む)を入手した場合には、第三者への漏洩、開示及び不正使用等(目的外使用を含む)の防止を図り、機密情報の守秘義務を負う。漏洩等の不正事実が確認された場合は、第14条の規定の範囲内において、甲乙相互に損害賠償を請求できる権利を有する。
- 2 乙は、乙の国際的な認定機関との相互承認グループ又は二者間での相互承認維持のために、甲に対する認定審査結果を他の認定機関又は団体に対して開示する場合は、甲の書面による承諾及びその開示対象の認定機関又は団体から機密保持の誓約を得なければならない。
  - 3 乙及び第4条に定める乙が指名する者は、乙の規則に基づく守秘義務を負う。

## (情報の提供)

- 第6条 甲は、乙の規則及び本契約に基づき、必要な情報について、乙の要請に応じて遅滞なく情報を提供する。

## (情報の公開)

- 第7条 甲は、乙が甲の認定の状況(所在地、認定日、認定の有効期限、認定範囲、認定に係る決定、認定の維持、一時停止、又は取消し等)及びその具体的理由についての情報を公表することに同意する。
- 2 甲は、本契約期間中において、乙から甲に提供された甲の認定の状況を表す情報(認定証等)、及び乙によって作成された甲に関する認定審査報告書を公開することができる。

## (料金)

- 第8条 甲は、認定審査等の結果の如何、及び本契約の有効期限に拘わらず、乙が料金規定に定めた甲が負担すべき乙の料金について、乙からの請求に基づき乙の指定する期限内に乙の指定する銀行口座宛に振り込む方法(振込手数料は甲負担)により支払う。一旦支払われた料金は、返還されない。ただし、甲の責に帰すことのできない事由により、認定又はその維持のための審査の手続きが乙により完了しない場合はこの限りではない。
- 2 乙は、料金の改定を行った場合には十分な期間をおくとともに原則として書面で甲に通知する。
  - 3 乙は、甲の認定に係る料金のうち甲からの申告に基づいて算定するものについて、乙が請求するにあたり、料金算定根拠となる甲の申告内容の不明な点を確認するために必要と判断した場合は、その申告内容に関し、甲の事務所を含め調査及び確認をすることができる。かかる調査及び確認を行う場合、乙は甲に書面で予告する。

## (認定基準の変更)

- 第9条 乙は、乙の規則を変更する場合には、十分な期間をおくとともに原則として書面で適切な通知をする。
- 2 乙が乙の規則の変更を決定し公表したことによって、甲が自らの品質システムに対して行った必要な対応に関して、乙が必要と認めた場合には、乙が合理的と考える期間内に、乙の検証(認定審査を含む)を受けなければならない。

## (変更の通知)

- 第10条 甲は、次の事項に関する適合性評価機関の地位又は運営のあらゆる側面における重要な変更について、その変更内容をその都度、遅滞なく書面で乙に通知しなければならない。
- ・ 法律上、商業上、所有権上又は組織上の地位
  - ・ 組織、トップマネジメント、主要な要員
  - ・ 経営資源及び施設
  - ・ 認定範囲
  - ・ 認定の要求事項を満たす適合性評価機関の能力に影響する可能性があるその他の事項
- 2 甲は、乙から認定された範囲の活動に重大な影響を与える変更があったとき(例えば、所有者、重要な要員、又は施設の変更等)、又は利害関係者からの甲に対する苦情若しくはそのほかの情報の分析結果から、乙の規則の要求事項に適合していない、又は適合していない虞があり、乙が前項に基づく甲からの通知の内容を乙の規則に照らして、その必要があると判断した場合、甲は乙からの通知

に基づき、臨時の認定審査を受けなければならない。

(認定の表示)

- 第11条 甲は、認定有効期間内に限り、乙から使用許諾を受けた認定シンボルを使用できる。その使用にあたっては、乙の規則に定められている使用条件を順守する。
- 2 甲は、認定証、認定シンボル、通知書、及び報告書等の全部又は一部の使用に拘わらず、乙及び乙から認定を受けている適合性評価制度の社会的評価を損なう、第三者の誤解を招く、又は許容される範囲を逸脱すると乙が判断する表示や表明、又は認定の事実の利用を行ってはならない。
  - 3 甲は、依頼者に対して、乙の規則に則った管理方針に基づき認定シンボルを使用させる。
  - 4 甲は、認定された範囲に関してのみ認定を主張できる。

(下請負)

- 第12条 甲は、自身の認証又は妥当性確認・検証業務の一部を下請負させる場合において、乙が必要と判断する場合は、甲の下請負契約先に対する評価の妥当性を確認するために、甲は当該下請負先に対して乙の調査を受け入れさせるとともに、その事前了解を取得する。

(異議申立て及び苦情)

- 第13条 甲は、認定された業務における甲に対する全ての異議申立て、利害関係者からの苦情、及びそれらに対してとられた是正処置を記録し、乙の要請に応じて、また、重要なものについては、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない。
- 2 甲及び乙は、双方に関わる異議申立て、又は利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたる。
  - 3 甲は、乙の規則に従い、乙に対し異議申立て又は苦情の申立てができる。

(損害に対する責任)

- 第14条 甲、及び乙は、本契約に関する作為又は不作為によって生じた損失、損害、又はその付随的支出について、相手方のいかなる組織、又は個人に対しても、責任を問わない。ただし、当該損失等が相手方の故意又は重過失によるものである場合は、この限りではない。

(適合組織の公表)

- 第15条 甲がマネジメントシステム認証機関の場合、甲は、乙の要請に応じて、乙から認定された範囲内で認証した組織のデータを乙に提出する。
- 2 乙は、第1項で甲から提出されたデータに基づき、乙から認定された範囲内で認証された組織の情報を乙のウェブサイトに掲載することができる。

(契約の有効期間と終了)

- 第16条 本契約は、本契約の締結日から乙による甲の認定が維持される期間について有効である。乙によって認定が取り消された場合は、本契約は終了する。
- 2 甲は、90営業日前に理由と終了日を明記し、内容証明郵便等、送付及び受領確認ができる手段をもって乙に通知を行うことによって、本契約を終了できる。その場合、認定も終了する。
  - 3 甲、及び乙は、相手方による本契約に対する違反、及び不履行が判明した時は、原則として90営業日を猶予期間とすることを含め書面で是正要請の通知をする。相手方によって猶予期間内に違反、及び不履行については是正がなされない場合は、甲、及び乙は、本契約を終了できる。その場合、認定も終了する。ただし、乙は、甲による本契約に対する違反、及び不履行によって、重大なる損害を被った時又は被る虞がある時は、猶予期間を短縮することができる。
  - 4 乙は、甲に、破産、民事再生手続、会社更生、特別清算、及びその他類似の手続き開始の申立てがあり、認定された機関としての活動ができないことが明らかになった時は、即時に本契約を解除できる。その場合、認定も終了する。
  - 5 甲は、乙による認定の取消し又は契約の終了の通知の受領後30営業日以内であれば、第13条第3項に基づき、異議申立てができる。また、その申立ての結論が出るまでの間、乙の規則の適用を

受けることができる。

(反社条項)

第17条 乙は、甲又は甲の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

- i) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
  - ii) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - iii) 反社会的勢力を利用してしていると認められるとき
  - iv) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - v) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - vi) 自ら又は第三者を利用して、乙又は乙の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき
- 2 乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。

(契約終了後の責務)

第18条 第5条及び第8条の規定は、本契約の終了後においても有効に存続する。

また、本契約が終了した時点で、本契約の有効期間内に発生した債権債務、履行責務で未履行のものがある場合、本契約のうち該当する部分について、履行完了まで有効に存続する。

(管轄と準拠法)

第19条 本契約は、日本国の法律に従って解釈される。本契約に関して訴訟を提起する必要がある場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第20条 本契約に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項等が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

本合意の証とするため、本契約書二通を作成し、甲及び乙は各々記名押印の上、各一通を保有する。

年 月 日

甲：

---

乙： 東京都港区芝四丁目2番3号  
公益財団法人日本適合性認定協会

理事長

印